

				においては、 当該見直し 後の利率)	
林道災害復旧費	27,000	同	上	同	上
計	750,000				

3 平成15年度山梨県教育奨励資金特別会計予算

平成15年度山梨県教育奨励資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,892千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		1,818
	1 国庫補助金	1,818
2 寄附金		1
	1 寄附金	1
3 繰越金		1

	1 繰越金	1
4 諸収入		3,072
	1 貸付金償還金	3,072
歳入	合計	4,892

歳出

款	項	金額
1 教育費		4,892
	1 教育奨励費	4,892
歳出	合計	4,892

4 平成15年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成15年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ224,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		57,196
	1 国庫負担金	57,196
2 財産収入		250
	1 財産運用収入	250
3 繰入金		85,573
	1 繰入金	85,573
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	224,019

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		224,019

	1 災害救助費	224,019
歳出	合計	224,019

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

5 平成15年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成15年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ201,897千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		
	1 繰越金	69,295
		69,295

2 諸 収 入			132,602
	1 貸付金元利収入		132,598
	2 雑 入		4
歳 入	合 計		201,897

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉費		201,897
	1 母子寡婦福祉費	201,897
歳 出	合 計	201,897

的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

6 平成15年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成15年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,485,834千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目



1 中小企業近付代金		4,485,834
	1 中小企業近付代金	4,485,834
歳出	合計	4,485,834

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成15年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び中小企業金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成15年度から平成23年度まで	借入元本2,700,000千円及び自己調達資金100,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）について、設備資金貸付資金にあつては100%以内、設備貸与資金にあつては45%以内（リースにあつては50%以内）	
財団法人やまなし産業支援機構が、平成15年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成15年度から平成22年度まで	借入元本1,000,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあつては50%以内）	

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

中小企業高度化資金 貸付	134,000	普通貸借	4.1%以内	中小企業総合事業団の定める融資条件による。
計	134,000			

7 平成15年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成15年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ479,745千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金	1 国庫補助金	71
2 繰入金	1 繰入金	46,689
3 繰越金		41,637



	1 繰越金	41,637
4 諸収入	1 貸付金償還金	286,448
	2 雑収入	476
	5 県債	104,900
	1 県債	104,900
	合計	479,745

歳出

款	項	金額
1 農業改良資金 貸付	1 資金貸付金	479,745
	合計	479,745

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 貸付	34,900	普通貸借	無利子	農業改良資金助成法の定めるところによる。
就農支援資金 貸付	70,000	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	104,900			

8 平成15年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成15年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,661,899千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 繰越金			1,416,650
	1 繰越金		1,416,650
2 諸収入			1,245,249
	1 貸付金元利収入		1,245,249

歳入	合計	2,661,899
----	----	-----------

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金貸		2,661,899
	1 資金貸付金	2,053,509
	2 償還金	108,390
	3 一般会計繰出金	500,000
歳出	合計	2,661,899

9 平成15年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成15年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,111,204千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
---	---	----

1 県税証紙収入			4,111,202
	1 県税証紙収入		4,111,202
2 繰越金			2
	1 繰越金		2
歳入	合計		4,111,204

歳出

款	項	金額
1 繰出金		4,111,204
	1 一般会計繰出金	4,111,204
歳出	合計	4,111,204

10 平成15年度山梨県集中管理特別会計予算

平成15年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,426,755千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	13,926
	合計	13,926
2 繰入金	1 繰入金	70,529
	合計	70,529
3 繰越金	1 繰越金	949
	合計	949
4 諸収入	1 振替収入	122,341,345
	2 雑収入	6
	合計	122,341,351
歳入	合計	122,426,755

歳出

款	項	金額

1 自動車管理費			14,880
	1 自動車管理費		14,880
2 給与管理費			122,280,175
	1 給与管理費		122,280,175
3 通信管理費			110,900
	1 通信管理費		110,900
4 車両燃料管理費			20,800
	1 車両燃料管理費		20,800
歳出	合計		122,426,755

11 平成15年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成15年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,226,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
---	---	----

1	繰越	金			
			1	繰越	金
2	諸	収	入		
				1	貸付金償還
			歳	入	合計
					4,226,201

歳出

	款	項	金	額
1	商工業	振興	資金	
				1
			歳	出
				合計
				4,226,201

12 平成15年度山梨県林業改善資金特別会計予算

平成15年度山梨県林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,653千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		818
	1 国庫補助金	818
2 繰入金		2,048
	1 繰入金	2,048
3 繰越金		45,806
	1 繰越金	45,806
4 諸収入		118,981
	1 貸付金償還金	118,979
	2 雑収入	2
歳入	合計	167,653

歳出

款	項	金額



1 林業改善資金貸付金			72,601
	1 資金貸付金		72,601
2 木材産業等高度化推進資金貸付金			93,805
	1 資金貸付金		93,805
3 林業就業促進資金貸付金			1,247
	1 資金貸付金		1,247
歳出	合計		167,653

### 13 平成15年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成15年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,282,207千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### 第1表 歳入歳出予算 歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		3,856,115
	1 負担金	3,856,115
2 県支出金		3,521,648
	1 県補助金	3,521,648
3 繰入金		2,462,798
	1 繰入金	2,462,798
4 繰越金		4,645
	1 繰越金	4,645
5 諸収入		186,001
	1 受託事業収入	186,000
	2 雑収入	1
6 県債		1,251,000
	1 県債	1,251,000

歲入合計	11,282,207
------	------------

歲出

款	項	金額
1 流域下水道費	1 流域下水道管理費	2,500,692
	2 流域下水道事業費	6,331,295
	2 公債費	2,449,220
3 予備費	1 公債費	2,449,220
	1 予備費	1,000
歲出合計		11,282,207

第2表 債務負擔行為

事項	項目	期間	限度	額
----	----	----	----	---

行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。

平成16年度から平成20年度まで

5,924 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,251,000	普通債 債券 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業資金に於いて、利率の見直しを行つた後においては、当該の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	1,251,000			

14 平成15年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間目標供給電力量 468,985,000キロワットアワー  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
- 第1款 電気事業収益 4,054,395千円
- 第1項 営業収益 4,025,103千円
- 第2項 財務収益 24,806千円
- 第3項 事業外収益 4,466千円
- 第4項 特別利益 20千円

支出		収入	
第1款 電気事業費用	3,691,008千円	第1款 資本的収入	116,209千円
第1項 営業費用	3,277,519千円	第1項 固定資産売却代金	10千円
第2項 財務費用	268,913千円		
第3項 事業外費用	139,556千円		
第4項 特別損失	20千円		
第5項 予備費	5,000千円		
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額882,883千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12,721千円及び過年度分損益勘定留保資金870,162千円で補てんするものとする。）。			
第2項 長期貸付金償還金	100,000千円	第1項 企業債償還金	729,000千円
第3項 国庫補助金	14,624千円	第2項 新琴川第三発電所建設費	51,687千円
第4項 工事負担金	1,575千円	第3項 水力発電設備改良費	200,209千円
支出		第4項 業務設備改良費	2,897千円
第1款 資本的支出	999,092千円	第5項 水力発電地点開発調査費	10,500千円
第1項 新琴川第三発電所建設費	51,687千円	第6項 水力発電設備改良調査費	4,589千円
第2項 水力発電設備改良費	200,209千円	第7項 企業債償還金	729,000千円
第3項 業務設備改良費	2,897千円		
第4項 水力発電地点開発調査費	10,500千円		
第5項 水力発電設備改良調査費	4,589千円		
第6項 特許権取得調査費	210千円		
第7項 企業債償還金	729,000千円		
(債務負担行為)			
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。			

事項	項目	期間	限度額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。		平成16年度から平成20年度まで	69,924千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)		(総則)	
第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。		第1条 平成15年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量)	
(1) 営業費用と事業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)		第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。	
第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。		(1) 給湯口数 560口	
(1) 職員給与費等 (たな卸資産購入限度額)		(2) 年間総給湯量 782,000立方メートル	
1,175,073千円		(3) 一日平均給湯量 2,143立方メートル	
第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。		(収益的収入及び支出)	
第15 平成15年度山梨県営温泉事業会計予算		第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
		収入	
		第1款 温泉事業収益 145,101千円	
		第1項 営業収益 145,005千円	



第2項 営業外費用 第3項 特別損失 (資本的収入及び支出)	5,347千円 10千円	第1項 固定資産売却代金 支出	10千円
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額95千円は、借入金等95千円で措置するものとする。)		第1款 資本的支出 第1項 地域振興事業設備改良費 (債務負担行為)	105千円 105千円
第1款 資本的収入	収入 10千円	第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	

事 項	期 間	限 度	額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成16年度から平成20年度まで		1,604 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

8,156千円

17 平成15年度山梨県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成15年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 中央病院	床数	627床
ア 病棟	床数	189,519人
イ 年間入院患者数		259,825人
ウ 年間外来患者数		

第1項 病院事業収益	16,986,216千円
第1項 医業収益	13,700,206千円
第2項 医業外収益	3,285,630千円
第3項 特別利益	380千円
支出	
第1款 病院事業費用	17,651,159千円
第1項 医業費用	16,756,501千円
第2項 医業外費用	890,408千円
第3項 特別損失	3,250千円



第4項 予備費	1,000千円	支出	4,638,471千円
(資本的収入及び支出)			
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額599,578千円は、減債積立金8,400千円及び過年度分損益勘定留保資金591,178千円で補てんするものとする。)			
<b>収 入</b>			
第1款 資本的収入	4,038,893千円	第1款 資本的支出	4,638,471千円
第1項 企業債	2,829,000千円	第1項 中央病院施設改良費	172,119千円
第2項 出資金	40,343千円	第2項 北病院施設改良費	14,684千円
第3項 負担金	1,169,550千円	第3項 中央病院建設費	2,697,343千円
		第4項 企業債償還金	1,754,325千円
		(債務負担行為)	
		第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	

事 項	期 間	限 度	額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成16年度から平成19年度まで		9,798 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院施設改良費	172,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業資金について、利率の見直しを行う場合)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又はは低利に借換えをすることができる。



			においては、 当該見直し 後の利率)	
中央病院 建設費	2,657,000千円	同	上	同
計	2,829,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等  
7,614,782千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、451,203千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,705千円と定める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番